

# 地産地消モデルタウン事業

## 1. 事業の概要

地産地消の取組の推進を図るため、全国的モデル性の高い取組について、国が直接支援します。

以下の2種類の支援があります。

- **地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組に対する支援**  
農業、給食、商工、観光等が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン」に対して、協議会活動や広報活動のほか、拠点施設の整備等を支援します。
- **高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できる先進的な生産・流通体制の確立に向けた構想による取組に対する支援**  
農産物直売所を中心として、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できるモデル的な少量多品目の生産・流通体制を確立するため、新規作物の導入、端境期の解消に向けたリース方式でのハウスの導入、高齢者でも出荷できるシステムの確立などとともに、農産物の直売や加工等の施設・設備の整備を支援します。

## 2. 事業実施主体

- 1 農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合
- 3 公社(地方公共団体が出資している法人)
- 4 土地改良区
- 5 農事組合法人
- 6 農事組合法人以外の農業生産法人
- 7 特定農業団体
- 8 その他農業者の組織する団体
- 9 協議会
- 10 認可団体(農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの、地域農業の核となる者で事業目的に資するもの等) など

※ ただし、「**地域全体で取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組**」の場合の実施主体は、次のとおりです。

### (1) 推進事業

地産地消を推進するための生産者、消費者、学校給食関係者、商工業者、観光業者、地方公共団体等地域の幅広い関係者により組織される協議会

(協議会は以下の要件を満たす必要があります)

- ・ 代表者の定めがあること
- ・ 会員に地方公共団体が含まれていること
- ・ 協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理の方法等を明確にした、当該協議会の運営に係る規約が定められていること
- ・ 協議会の事業計画が作成されており、内容が事業の趣旨に沿ったものであること 等

### (2) 整備事業

(1)の推進事業を実施する協議会の会員のうち、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、農事組合法人又は農事組合法人以外の農業生産法人等

### 3. 支援内容

以下の(1)または、(1)及び(2)の取組に対して支援します。(2)を実施する場合は(1)と一体的に実施する必要があります)

#### (1)推進事業

- ア 協議会の開催等の事業推進体制の整備
- イ 先進事例や消費者・実需者ニーズの把握のための調査
- ウ 事業実施地区内で生産された農畜産物を活用した加工品、学校給食メニューの開発
- エ ウで開発した加工品の販売試験
- オ 農畜産物の生産技術や加工技術の普及・研修
- カ 販売体制の確立に向けた人材育成
- キ 生産者と消費者との交流会の開催、農作業体験、ホームページ、パンフレット又は情報誌等の作成による広報活動  
農作業体験の補助対象:新たに農業者のほ場を借り上げ、ほ場を農作業体験場として活用する場合のほ場借り上げ経費、農業者への指導謝金、資材費など
- ク 実証、試験の実施
  - a 効率的な集出荷システムの構築・実証(巡回出荷などの高齢・小規模農家が出荷しやすい流通システムの構築に限る)  
補助対象:流通販売管理システムの開発、巡回集荷の試行委託料等新たなシステム構築に要する経費
  - b 新規作物の導入実証 など  
補助対象:事業実施地区における新規作物(従来にない作期に栽培する場合及び特産物の栽培を復活させる場合の作物を含む)について、栽培技術の確立に要する経費。作業の実施経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の1時借り上げ料金、資材の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌診断、管理記録に要する経費など
- ケ リース方式によるハウスの導入  
補助対象:事業実施主体又はその他のリース主体と利用者間でリース契約を締結し、新たにハウスを導入する場合のリース及び設置工事費
- コ 残留農薬の分析
- サ その他必要な取組

#### (2)整備事業

- 次に掲げる1つ以上の施設の整備
- ア 農産物処理加工施設
- イ 畜産物処理加工施設
- ウ 直売施設
- エ 生産者と消費者の交流施設
- オ 集出荷施設(巡回出荷などの高齢・小規模農家が出荷しやすい流通システムの構築に必要な施設に限る)
- カ 産地管理施設
- キ 地域食材供給施設

## 4. 事業実施期間

個々の事業の実施期間は単年度

## 5. 補助率

事業費の1/2以内

## 6. 事業実施要件

### 1 地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組の場合

- 受益農家が原則として3戸以上であること
- 農業、給食、商工、観光等の関係者が一丸となって、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」を策定すること(様式、文字数等の規定はありません)
  - ※ 地産地消モデルタウン構想とは  
地産地消を活かした産地づくり、生産者と消費者の交流活動、直売所等における地場農産物の利用促進、学校・福祉施設、観光施設、外食産業、量販店等における地場農産物の利用促進、地場農産物を利用した加工品の利用促進、地産地消に取り組む人材の育成、地産地消の情報提供などの取組による、地域が一体となって行う地域の地産地消の推進のための構想
- 成果目標の基準を満たしていること  
成果目標: 事業実施地区内で生産された事業対象の農畜産物について、事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を10%以上増加  
目標年度: 事業実施計画承認初年度の翌々年度

### 2 高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できる先進的な生産・流通体制の確立に向けた構想による取組に対する支援の場合

- 受益農家が原則として3戸以上であること
  - 成果目標の基準を満たしていること  
成果目標: 事業実施地区における高齢・小規模農家の直売所等へのおの出荷額又は出荷量を10%以上増加  
直売所等を新たに設置する場合にあっては、高齢・小規模農家の現在の総出荷量又は出荷額を10%以上増加  
目標年度: 事業実施計画承認初年度の翌々年度
- ※ 「高齢・小規模農家」とは、65歳以上又は女性であって直売所等へ出荷する生産者、及び、経営耕地面積が1.3ha(全国平均)未満の、直売所等へ出荷する生産者を対象とすることができます。
- ※ 地産地消モデルタウン構想の策定は必須要件ではありません。ただし、事業実施計画書に高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できる先進的な生産流通体制の確立に向けた構想について記載していただく必要があります(様式、文字数等の規定はありません)

なお、事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度地方農政局長等に実施状況を報告する必要があります。

また、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度に自ら評価を行い地方農政局長等に報告する必要があります。

## 7. 申請から採択までの流れ

### (1) 募集

公募は技術革新対策事業の中で行われ、農林水産省ホームページ等に掲示されます。

### (2) 申請手続き

事業応募主体は、事業実施計画を作成し、地方農政事務所等を経由して地方農政局長等に提出してください。

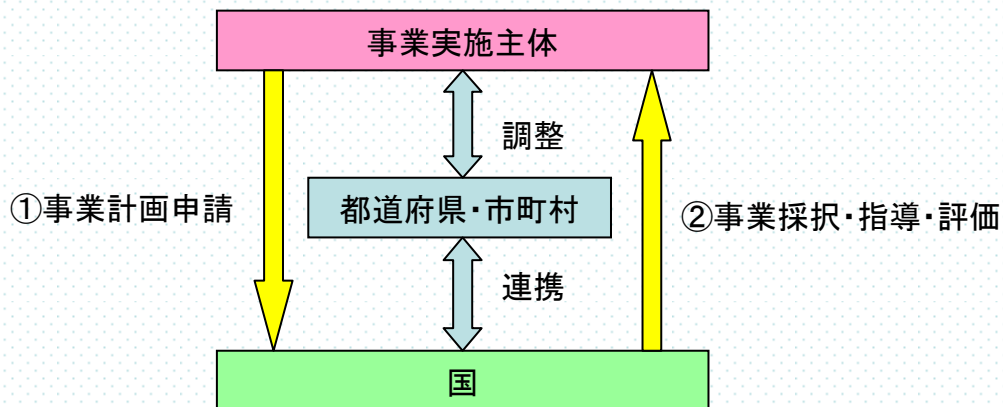
### (3) 書類審査

地方農政局等において、採択要件や費用対効果等の適合性等について審査を行います。

### (4) 地産地消モデルタウン事業審査委員会による審査

農林水産省本省において、外部有識者で構成される地産地消モデルタウン事業審査委員会を開催し、書面による審査及び企画提案の説明※に基づき審査を行います。審査委員会において、取組の先進性や有効性などの観点から見てモデルとなりうる取組について選定します。

※ 地産地消モデルタウン事業審査委員会において、事業応募主体によるプレゼンテーションを実施していただきます。ただし、「高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できる先進的な生産・流通体制の確立に向けた構想による取組」のうち、推進事業のみの提案については、プレゼンテーションは必要なく、書類による審査のみとなります。



※ 事業実施主体が事業実施計画を提出する際は、予め関係する市町村及び都道府県と調整を図る必要があります。

## 8. 問い合わせ先

農林水産省 生産局生産技術課 TEL 03-6744-2435(直通) FAX 03-3597-0142

北海道農政事務所 農政推進課 TEL 011-642-5410(直通)

東北農政局 生産経営流通部農産課 TEL 022-263-1111(内線4089)

関東農政局 生産経営流通部農産課 TEL 048-740-0407(直通)

北陸農政局 生産経営流通部農産課 TEL 076-263-2161(内線3319)

東海農政局 生産経営流通部農産課 TEL 052-201-7271(内線2416)

近畿農政局 生産経営流通部農産課 TEL 075-451-9161(内線2315)

中四国農政局 生産経営流通部農産課 TEL 086-224-4511(内線2416)

九州農政局 生産経営流通部農産課 TEL 096-353-3561(内線4213)

内閣府沖縄総合事務局 農畜産振興課 TEL 098-866-0031(内線83361)

応募要項・要領等はこちら: (URL) <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantaiaku/shienjigyou.html>